

第39号議案

中間市手数料条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和3年8月31日提出

中間市長 福田 浩

中間市手数料条例の一部を改正する条例

中間市手数料条例（平成12年中間市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表1に次の1表を加える。

(12) 都市計画

名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額
都市計画証明書の 交付手数料	都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による区域区分、地域地区等を証明する書類の交付	1通につき	300円

附 則

この条例は、令和3年12月1日から施行する。

中間市手数料条例新旧対照表

改正後				改正前
別表 1 (第 2 条関係) (12) 都市計画				別表 1 (第 2 条関係)
名称	手数料を徴収する事務	単位	手数料の額	
都市計画証明書の交付手数料	都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定による区域区分、地域地区等を証明する書類の交付	1 通につき	300円	